

第 51 回 道州制特区提案検討委員会

日 時： 平成 25 年 3 月 28 日（木） 15:00～16:55

場 所： かでる 2・7 10 階 1040 会議室

出席者：

（委 員） 井上会長、河西副会長、太田委員、菊池委員、竹田委員、湯浅委員

（事務局） 総合政策部地域主権局 渡辺担当局長、阿部参事 他

（事務局）

定刻となりましたので、第 51 回道州制特区提案検討委員会を開催いたします。

本日は、年度末の大変お忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。

昨年 12 月 26 日、前回委員会におきまして、第 51 回の開催時期について 1 月下旬から 2 月中旬頃ということをお願いしてございましたが、前回ご審議いただきました第三種旅行者に関する案件につきましてアンケート調査等に時間を要しましたことから、開催時期が今日まで延びてしまったことをお詫び申し上げます。

また、会長・副会長をはじめ各委員の皆様には、年度末のご多忙の時期にもかかわらず当委員会の日程調整にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

それでは、議事の進行について井上会長、よろしく願いいたします。

（井上会長）

では、配布されております議事次第に沿って進めてまいりたいと思います。

それに先立ちますが、今年度は今回が最後でございます。今、局長からお話がありましたように、当初予定していたスケジュール、あるいは開催日数が様々な事情から先送りになったり、調整に時間がかかったりと、みなさん方には甚だ迷惑をかけていると思っております。

そういうようなことで、前回いつやって何を議論したかということをお細かく記憶している先生は、そう多くないのではないかと懸念いたします。本日は、前回委員会における議論を踏まえまして、観光振興分野の分野別審議を継続するとともに、庁内的な調整のために一旦審議を中断しておりましたバイオマス関連の分野別審議を再開します。また、前回委員会で「その他」の議題として事務局から説明のありました次第の「2 議事」の「(3) 移譲済み 4 事務関連項目等に係る提案検討事項」、さらには、道民アイディア新規分のうち、水産業振興分野の第一次整理、こういった順序で進めてまいりたいと思います。

また、本日の委員会は、17 時を目途に進めてまいりたいと考えておりますので、みなさん方のご協力をよろしくお願いいたします。

ただ今、事務局から説明がありましたように、前回の委員会から少々時間が経過しておりますので、本日議事に入るに当たって前回委員会の審議結果について簡単に確認をしてお

きたいと思います。

道民アイデアの審議事項につきましては、資料 1 の一覧表をご確認ください。前回の第 50 回委員会では、46 件の新規道民提案のアイデアの中から、農業振興分野の 4 項目について第一次整理を行い、いずれも一旦検討を終了することといたしました。

そして、観光振興分野の分野別審議のうち、広域観光圏の指定権限の移譲につきましては、前回の委員会でも平成 25 年度からスタートする新たな観光圏制度と新観光圏を対象とする財政支援。すなわち新補助制度の詳細が明らかになっていないことから、これらの詳細が明らかになるまで議論を見合わせることにいたしました。

次に、第三種旅行者の登録要件等の緩和のうち、第三種旅行者の募集型企画旅行実施区域の緩和につきましては、前回の審議では、道が権限移譲を受けた場合に、具体的にどこまで実施区域を拡大する考えなのか明示しておりませんでした。関係団体等のご意見なども十分に把握できていなかったことから、改めて 3 つくらい案を提示した上で、メリット・デメリットなどについて関係者のご意見を伺う。その結果をもって再度議論をしたらどうかというようなご提案があり、そのようにいたしました。

そして、最後に議題「その他」のところで、移譲済みの 4 事務関連項目等に係る提案検討事項につきまして、庁内の検討整理等を進めていることについて事務局から状況報告があり、庁内の検討が終わり次第、当委員会での審議事項としていきたいというような説明がありました。

前回委員会の審議結果の概要については、以上のとおりであります。

今日もそうなのですが、議論の対象になるものが多岐に及んでおりまして、なかなか突っ込んだかたちでの議論ができるような体制になっていなかったところから、基本的には同じような枠組みで今回も継続審議というようなかたちでやらせていただく部分が大半だということでご理解いただければと思います。

これらの件につきましては、前回委員会の終了後、先生方には議事録に目を通していただいておりますので、この程度の説明でよろしいかと思います。

本日は、それをおいて議題「(1) 分野別審議について (観光振興分野)」の議論を進めてまいりたいと思います。

前日も議論をして先生方からご意見を頂戴し、さらに新たな情報等々の提供を求められておりましたので、それらを踏まえて事務局から説明をよろしく申し上げます。

(事務局)

それでは、第三種旅行者の募集型企画旅行の実施区域の緩和です。資料 2-1、資料 2-2 に基づきましてご説明をいたします。

まず資料 2-1 は、メリデメ表でございます。既に一次整理済みである営業保証金の要件緩和の箇所につきましては、斜線を引いておりますので、ご了承願いたいと思います。

今回の案件は、2 ページ目中段以降、第三種旅行者の募集型企画旅行の実施区域の緩和

ということにつきまして、ただ今、分野別審議の検討を続けているわけでございます。

前回の第50回提案検討委員会の審議結果につきましては、道がどこまで実施区域を緩和するのか、その度合いがわからないことから、関係団体のご意見を十分に把握しきれなかったということ。

前回は、3つくらいのモデルを提示して、それぞれのメリット・デメリットについて示した上で、もう一度議論をしたほうがいいのではないかということでした。

資料2-2の1ページをご覧くださいと思います。

表題、「第三種旅行業者の募集型企画旅行の実施区域拡大の検討について（試案）」となっております。

事務局では、実施区域の緩和の度合いの小さいものから大きなものまで、3つのケースを試案として整理いたしました。

特に前回反対意見の強かった旅行業関係の団体などに、これらの試案について改めてご意見を伺いました。その結果をまとめましたので、本日も説明したいと思います。

資料2-2の1ページ目の試案についてです。

左に現行制度、その右側に〈試案1〉〈試案2〉〈試案3〉と右に進むについて緩和の度合いが大きい、すなわち実施区域の拡大の範囲が大きいというものの順に並べて整理をいたしております。

一方、縦軸に現行制度なり各試案それぞれのメリット・デメリットを、下の段では、前回に報告した観光関係団体のご意見の中から、それぞれ関連のあるコメントを整理しております。

まず、現行制度について確認をしておきます。

第三種旅行業者が募集型企画旅行を実施できる区域は、原則営業所のある市町村と、その隣接市町村までというところで制限をされております。

それに加え、観光庁長官が定める区域としまして、現在は特例的に一般旅客定期航路、フェリーのようなもので結ばれました離島・半島地域までが実施できる区域として認められているところでございます。

ただいま検討しております提案というものは、観光庁長官に権限のある特例措置の部分について観光庁長官から知事に権限移譲をしてもらって、知事が本道の観光事情などを勘案の上、自らの裁量で第三種旅行業者の募集型企画旅行の実施区域を上げまして、本道の着地型観光の魅力を向上させましようというようなご提案となっております。

そこで、その権限移譲後に知事はどこまで区域を拡大するのかということにつきまして事務局で試案1から試案3までの3つのモデルケースを整理させていただいているわけです。

まず、試案1につきましては、観光圏整備法に基づいて国が認定をしております観光圏というものがございしますが、拡大範囲をその観光圏の区域内までとしてはどうかというものです。3つの試案の中では、もっとも小さな緩和に留まっているものです。

前回の委員会でも、最近人気の観光エリアであります上川・十勝の両管内に跨っているガーデン街道という事例もあがっていましたが、観光客側の要求にも配慮すべきではないかというご意見もございました。

観光圏を越えて観光圏同士を結びつけるような区域設定を念頭に、より広域的なモデルとして、右側にごございます試案 2、試案 3 と検討してみました。

試案 2 は、本道を道央・道南・道北・道東という 4 つのグループにわけまして、それぞれのブロックの圏域内までなら募集型企画旅行を実施できるように区域を拡大しましょうというもの。

試案 3 は、道内全域まで区域を拡大して、道内全域で第三種旅行業者の募集型企画旅行の実施を全て認めてしまうという、最大限これ以上ない緩和を行うというもの。

こういった 3 つのケースです。

この 3 つの試案のうち、試案 2 と試案 3 について説明をさせていただきます。

これら 2 つの案につきましては、程度の差こそありましても、いずれにしても広域周遊といった観光客ニーズを満たすことができ、本道観光の魅力向上につながり得るといったメリットがあげられております。

その反面、第二種旅行業者との競合は確実で、既存の営業に多大な影響を及ぼす、また、消費者保護の面でリスクが大きいといったことなど、非常に重いデメリットを併せ持っている案でございます。

道の観光部局なり旅行業関係団体などに伺ったところだと、試案 2、試案 3 の業務範囲は、旅行業の世界においては、資力信用・営業保証といった面から、やはり第二種旅行業者の役割ではないか、第三種旅行業者にやらせるべきではないのではないかということです。試案 2、試案 3 を認めるということは、旅行業法の体系を崩すおそれが非常に大きいという見解も示されているところでございます。

一方、試案 1 の場合、観光客ニーズへの対応面では、十分とは言い切れません。広域周遊などのニーズにはなかなか対応できません。確かに、試案 2、試案 3 と比べて観光の魅力向上効果は薄いかもしれませんが、反面、消費者保護や第二種旅行業者との競合の面で、その影響を一定程度の範囲内に抑えることができます。

また、国が取り組んでおります観光圏制度との整合性も図れるというような案になっております。事務局としては、この試案 1 であれば、旅行業関係団体などの関係者からも一定のご理解をいただけるのではないかと考えまして、この度、関係各所への説明や調整を進めてきたところでございます。

資料 2-2 の 2 ページにカラーの資料がついています。試案 1 のイメージ図を添付しております。ここでは、仮に A から H の 8 市町村で構成される X 観光圏というもの、図の中では赤い太線で囲まれた部分、このような観光圏のモデルを設定いたしまして、試案 1 の提案内容を説明させていただきます。

X 観光圏の中心的なまちになる A 市内に営業所を有する第三種旅行業者が募集型企画旅

行を実施できる区域を考えた場合に、現行制度でできる範囲は、A市内は当然ですが、隣接市町村ということで、観光圏の中のまちとしてはグリーンに塗っておりますBからFまでの5つのまち。また、観光圏外ではありますが、白地のI町はA市と隣接しておりますので、旅行業法上は実施できる区域になっています。つまりは、黒い太線で囲んだ区域ができる区域となっております。

ただ、ここで観光圏の赤枠と旅行業法上の実施区域である黒枠にずれがございまして、同じ観光圏の構成団体ということで一緒に地域観光を推進していかなければならない立場にありながら、A市とは隣接しないG村やH市といった区域、図の中では黄色の部分でございすけれども、これらの区域では募集型企画旅行を実施できないというのが現状でございす。

このような地域課題を解消すべく知事が、観光庁長官からの権限移譲を受けまして、その権限に基づき、GなりHといった黄色の区域まで第三種旅行者の実施区域を拡大するというので、第三種の事業参入促進ができ、G村のアウトドア体験でありますとか、H市のテーマパークといった観光圏内の観光資源をフル活用することができる。ひいては、地域の、道内の着地型観光の推進、魅力の向上に繋がる効果が期待できるというのが試案1の提案の趣旨です。

今までの説明の内容をまとめて、現時点での道内の観光圏の状況に落とし込んだものが、資料2-2の3ページの道内観光圏等概要図になります。

仮に試案1で考えておりますけれども、試案1によって特区提案が実現したと仮定して、現在の状況に照らし合わせますと、黄色い部分の区域が、第三種旅行業が募集型企画旅行を実施できる区域として拡大するところでございす。

これによりまして、実際に大きな効果・影響が生じる可能性のある観光圏、6つある観光圏のうち、「富良野・美瑛」、「はこだて」、「登別洞爺」の3地域に限られている状況です。

そこで資料2-2の4ページ、旅行業関係団体のご了承を得た上で、試案1の提案につきまして第三種と業務の競合を生じるなど、もっとも大きな影響を受けると考えられます3つの観光圏内に、本社なり支社なり営業所を置く第二種旅行業者は16社ございましたが、この16社にアンケート調査を行い、試案1についてのご意見、仮にこういったものを提案した場合にはどうだろうかということについて伺いました。その結果をとりまとめたものが資料2-2の4ページ目です。

アンケート調査の結果につきましては、賛成意見1社、反対意見1社、他の14社からは回答がなかったということです。無回答の14社につきましては、ご意見はないものとして取扱いさせていただくことになっております。

いずれにしても、アンケート回収率は、12.5%と大変低く、関心は薄かったようです。賛成反対の意見についてそれぞれ出てきておりますので、ここでご紹介いたします。

いずれも「はこだて観光圏」に営業所を有する旅行業者からの回答となっております。

賛成意見の回答があったのは、本社は札幌にあるのですが函館に支店をおく事業者です。ここにございますとおり「この提案については賛同します」、「現状、道内第二種の旅行業者と競合することはないでしょう」ということ。ただ、「提案だけではなく平行して人材育成も考えないと、あなた方の考えていることの実現は難しいと思います」というご意見。ある意味、賛成意見ということではいただいております。

一方、函館市内に本社を置く事業者です。反対意見といたしまして、「第三種と第二種が似たような業務ができることになり、第二種旅行業者の必要性が薄れ、競合し影響が及ぶことは免れない。現状は、反対です」、「中抜けにならないよう第二種旅行業者にも配慮した支援策が必要と考えられます」という反対のご意見をいただいております。

反対意見の事業者には、ペーパーだけのアンケートのやり取りにとどまらず、当方から、ご意見をいただいた代表取締役社長ご本人に直接電話で反対意見の詳細についてお聞きしたところでございます。

第二種旅行業者にも配慮した支援策につきまして具体的にこういったものというご提案はいただけなかったということです。実際にこの事業者では、函館市と隣接市町村を越えまして、渡島管内をエリアとして着地型の募集型企画旅行というものを実施しております。こうした一部の事業との競合は、避けられないという状況が実際にあるということがわかったというところでございます。

いずれにいたしましても、1社ではございますが反対意見があるということは事実で、そのことを含めまして、このようなアンケート結果をもって、この度、旅行業関係団体への説明、ご意見などを伺ったところを項目の2番目に書いております。

旅行業関係団体から「以前から指摘させてもらった問題点については、その後、道のほうでもよく理解していただいていると感じる。」

2点目は、「試案1の各観光圏であれば、第二種旅行業者への影響は大きくないのではないかと思われる。」

3点目は、「くれぐれも試案1より実施区域を拡大することのないようにしてもらいたい」ことを釘をさされております。当方の提案に対して、こういった一定の理解が示されているとともにさらに最後の項目、「このような議論をきっかけに、第三種旅行業者も新たな事業に参入し、地域の観光を振興する意欲を持ってもらいたい。そういう点では、意味のある提案だと思う。」という前向きなご意見も一部いただいたところでございます。

資料の説明につきましては、以上でございます。

最後に、お手元に資料はございませんが、「はこだて観光圏」の近況についてお伝えさせていただきますと思います。

先程ご説明したとおり、アンケート調査につきまして函館市に本社を置く1事業者から提案に対して反対意見があったところでございますが、平成25年度から新たな観光圏の認定がスタートいたします。

その新たな観光圏認定に向けた国の基本方針、いわゆる認定の際の基準になるようなも

のでございますが、それをこの度3月から改正して施行してございます。その改正を踏まえて「はこだて観光圏」につきましては、現在18市町で構成しているのですが、その18市町の体制を解消いたしまして、函館市・北斗市・七飯町の2市1町で新たな観光圏認定を目指すということが新聞で報道されているところです。

このため、今情勢を正確には把握しておりませんが、新年度に入りまして「はこだて観光圏」が2市1町による新たな観光圏認定を受けた場合には、その区域はグッと縮小しまして、こちらの試案1の提案が仮に実現したとしても、函館地区では、先程の資料2-2の3ページの黄色の部分の部分が全て解消されてしまうという状況にあります。

それによりますと、反対意見のあった第二種旅行者の事業にも観光圏の区域変更があれば実質的には影響を及ぼさないということも考えられるということをお伝えします。ご審議にあたりましては、この点も留意していただければと思っております。

私からは、以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただいま、観光振興分野の分野別審議の議題につきまして事務局から説明がありました。

時間の制約等々があり、また、議題も多いものですから、事務局の説明は早く、わかりにくい部分が若干あったかと思えます。

前回からの議論の延長線上で、ただいまの説明につきましてご意見・ご質問等があればお出しいただきたいと思っております。

論点の整理の仕方は、資料2-2について説明がありましたけれども、その中で前回の議論を踏まえて、試案1、試案2、試案3というかたちで分けて、それぞれのヒアリング等々を行ったということです。団体、あるいは事業者からの意見を総括しますと、試案2、試案3は、今は（理解を得にくい）ということです。試案1、各観光圏の域内ということに限っては、特段の意見はないとか、一定のご理解をいただいたというようなことでありました。

アンケートをやった中で回答は2件あって、両方とも函館でかぶっているのですが、函館の業者から「今のところでは少し不安がある」、「反対である」というようなニュアンスのご意見があったということです。

それをやるのであれば、そのかわり「第二種旅行者に対してもなんらかの配慮がほしい」というようなことでありました。

ただ、問題の反対の論拠となっていた部分というのは、事務局からの説明の最後にありましたけれども、具体的に中央政府のほうでどういうふうに動いて、どこまで具体化しているのかはともかくとして、函館市をはじめとした3つの市町が新たな観光圏というものをつくる構想だということ。これは、既に新聞でも報道になっていることであります。それが実現してしまえば、反対のニュアンスをおっしゃられている方の不安というものは払拭され

るといふことになります。

これらの意見、事務局の説明を踏まえてご意見等々があれば出していただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

(湯浅委員)

今の話を聞いていて、私は、実際にそういう仕事に関わっているということもありまして、とても時代のニーズに合っているなと思ひました。今までこういう規制があったこと、区域別になっていたことを聞いて驚いているところです。

それが第一種、第二種、第三種というふうに分かれていて、リスクの面など色々と考えた対策だったということをお聞きしました。

各地域が特性をもって自分たちの個性ある受入れをしている。広域に広がることによつて観光のためのニーズだけではなく、地域それぞれの人としての繋がりもできるのではないか。色々なことを考えて、試案 1 のリスクをある程度抑えたかたちの協力を求めた広域連携というものは、これからあることが望ましいなと思ひながら聞いていました。

(菊池委員)

基本的には、湯浅委員と同じ意見です。

残念ながら観光圏に十勝地域が入っていないのですけれども、十勝で考えると、従来であれば帯広・音更・芽室という、決して観光地というかどうかというところで、第三種旅行者というものの自体が十勝では成立しないのかなというくらいに思っていました。

それを考えると、今回の話は、大変素晴らしい話です。逆に観光圏の設定を急ぐ、そういう逆の効果、どちらが効果があるのかないのか、なぜ入っていないのか存じ上げていないのですけれども。そういうようなことが出てくるかなと思ひます。

隣接するところで観光圏が外れた場合にどうなるかということがある。そういうことがあるのかどうかかわからないのですけれども、今後はそういう話も出てくると思ひます。

これはすごく、これから農業が TPP で不況に陥るだろうといわれている中で、広域に、地域内だけでも、今までよりは広域に誘導する政策は非常に重要だと思ひます。

(井上会長)

ありがとうございました。

細かい説明をしているだけの時間はないのですが、基本的には、この委員会は、ご提案があったものは余程の事情がない限りそれはそれとして試案としてまとめていく。ここで議論していく部分の結果というものは、知事に対する答申というようなことでありまして、その後、知事部局で扱われ、そして道議会に上程され、そこで審議をされ、その上で、さらにそれと並行して道民のパブリックコメントというものをいただきながら、最終的に道議会で議決して国にあがっていく。

国で権限移譲というかたちで認められても、今度は条例の制定等々を伴うものは、どこまでどういうかたちで実際に知事が条例を施行するのかわかるというところの手続き等々に関しては、また道議会、あるいは道議会のそれぞれの委員会等でもまれるということになります。

そういう事情の中から基本的に提案のあったものは、余程の事情がない限り、「知事への答申に向けていく」というかたちをとっております。もし委員の先生方から特段の反対意見がなければ、一歩進めまして、答申のかたちでまとめるとどうなるかということ、もう回数は少ないわけですから、やっていただければと思います。

そういうことでよろしいでしょうか。

《各委員から反対意見なし》

では、そういうふうにさせていただきます。事務局も各団体その他とのやり取りで随分時間がかかったと思いますが、それだけの議論を積み上げてこられているので、速やかに答申のかたちにまとめる。今度は、この件については答申（案）というものを速やかにつくっていただきたいと思います。

次に移らせていただきたいと思います。

(2) 分野別審議についてということで、バイオマス関連の議論を進めてまいりたいと思います。

前回委員会では、一旦審議を見合わせるということにしておりました。そういうことで、その後の進展状況等々について事務局から説明をお願いしたいと思います。

先生方にご覧いただいた資料 1 のこれまでの審議状況の中で、バイオマス関連は下のように出てくるのですが、既に 47 回、48 回、49 回の委員会、そして今日の 51 回ということになりますので、これまでの審議を簡潔に整理されるのであれば簡潔に。そして議論する時間をつくっていただきたいと思いますので、説明の在り方に関してはご配慮いただきたいと思います。

(事務局)

資料 3 に基づきましてご説明をさせていただきます。バイオマス関連分野に係る道州制特区提案検討結果という資料です。

項目につきましては、前々回に一度ご説明をさせていただいている内容から、基本的には変えておりません。右下に検討結果という欄を新たに設けております。ここで今回新たに方向性というものを記載させていただいております。それ以外の部分については、基本的に時点修正以外は変えておりません。

1 ページ、廃棄物処理法に基づく権限の移譲です。

提案の概要につきましては、国が認定を行うことによりまして、都道府県や市町村ごとに

必要となります廃棄物処理法等に関する許可が不要となる再生利用の特例認定権限というものがございます。この権限を道に移譲して、道の特性に応じて道が特例認定の対象となる廃棄物を定められるようにしてはどうかという提案でございます。

事実関係等の整理の欄です。これにつきましては、第 2 回道州制特区提案で一度提案したもので、現在継続検討になっているという案件です。

下のほうに、国の見解というふうに書いております。23 年 11 月に確認した国の見解で、上から 3 行目の最後のほう、対象となる廃棄物は、通常の保管状況で容易に腐敗したり性状が変化したりすることにより生活環境の保全上支障が生じるおそれがないもの等に限定していることから、道の提案は、こうした制度の趣旨とそぐわず、生活環境保全上の課題が残るということが一点。現行制度上でも都道府県知事、市町村長の指定により廃棄物処理業の許可を不要とする再生利用指定制度というものがあまして、これを活用して適切に執行すれば十分実現可能と考えられるというような国の見解が示されております。

これにつきましては、検討結果の欄、方向性につきましては、この提案をしていくとした場合には、国の見解に対しまして反論をしていかなければならないわけですが。現実、事業者からの具体的な要望が出されているわけではないということがございます。

国から指摘されていることに対しまして具体的に道が権限を移譲してもらった場合に、こういうものを指定するという具体的な例、ニーズが現時点ではないということで、この項目につきましては、提案していくということについては難しいのかなと考えてございます。

3 ページ目をご覧いただきたいと思います。

2 番、肥料取締法に基づく登録権限の移譲でございます。

提案の概要につきましては、肥料取締法がございまして、公定規格というものが定められている普通肥料につきまして登録権限が肥料の種類に応じて国と道に分かれていることから、手続きの簡素化、利便性の向上を図るという観点から、登録の申請先や検査所を道に一元化してはどうかという提案でございます。

事実関係等の整理の欄でございます。現在、国の登録肥料といいますのは、1 つ目の◇印の①にありますように化学肥料、汚泥肥料、輸入肥料ということで、どちらかという危険性の高いものであったり、成分的にも難しい複雑なものとなっております。

②の道の登録肥料といいますのは、有機質肥料、石灰質肥料等ということで、危険度は比較的少ない、成分的にも比較的単純なものが多いというような現状、役割分担になってございます。

登録事務に関しましては、国では検査を行うのですけれども、ブランチとして独立行政法人農林水産消費安全技術センターが札幌にございまして、ここに記載のような体制なり機器で検査をしている。道の場合は、登録事務の部分については、本庁で行っている。検査の部分につきましては、道立総合研究機構の中央農業試験場のほうに委託をしてやっているというような状況となっております。

4 つ目の◇印、フード特区におきまして、バイオガスの製造過程で生じる副産物（液肥）

の有機肥料認定を求めまして国と協議を行っていたということがございます。

提案の概要の 2 つ目の○印、知事に権限を移譲してもらえば、こういった認定は知事の判断でできるのではないかというようなことがございました。しかし、このフード特区の協議につきましても、有機肥料認定は、国からは認められなかったわけですが、別の方策により措置をされたということで、地元側も了解して協議を終了しているという新たな状況となっていることを確認してございます。

右下の検討結果、普通肥料につきましても、どうしても基本的には全国に流通していくということから国が定めた全国一律の基準というものが必要になってくるのかな。道が独自に基準をつくるということになりますと、消費者等々の混乱は懸念されるどころかなと考えてございます。

それと、権限移譲を受けて道で登録検査業務を行うとした場合には、相当程度の高度で専門的な分析能力や知見というものが必要となりますので、人員の確保や分析機器の配置などの体制整備が必要となるということがあります。やってできないことはないのですが、なかなか受けるということは難しいのかなと考えてございます。

次に 5 ページ、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る設備認定の権限移譲です。

提案の概要につきましても、昨年 7 月からスタートいたしました再生可能エネルギーの固定価格買取制度におきまして、電気事業者と売電契約を締結する際の必須要件であります設備の認定権限、これは現在、北海道経産局でやっておりますけれども、その権限を道に移譲してもらったらいいのではないかというものでございます。

事実関係等の整理の欄でございます。直近の発表によりますと、この設備認定については、11 月 30 日現在、道内で 3,118 件受けているということです。7 月 31 日現在の 254 件と比べるとかなり認定件数が急増している状況となっております。

右下、検討結果でございます。この認定につきましても、形式審査ということですが、認定のための専門知識というものは当然必要になります。また経産局では、もともと電気事業法を所管しておりますので、技術的な部分につきましても、経産局内で電気事業法所管と連携を図りながら認定をすることが可能な体制になってございます。

道では、電気事業法を所管しておりませんので、そのような連携を図りながら取り組んでいくという体制にはならないことから、3 番の項目につきましても難しいのかなと考えてございます。

続きまして 6 ページ、食品リサイクル法に基づく権限の移譲です。

提案の概要につきましても、食品リサイクル法に基づきまして食品循環資源の再生事業を行う際に、主務大臣による法第 11 条の事業者登録や法第 19 条の事業計画認定を受けた場合には、一般廃棄物の収集運搬業の許可が不要になるという特例制度がありまして、この権限を道に移譲してもらってはどうかというものです。

事実関係の整理の欄です。法第 11 条につきましても、平成 23 年末現在で全国 208 事業者、道内では 6 事業者になっているということ。事業計画認定（法第 19 条）につきましても

は、全国で 38 件、道内では登録はないというような状況となっております。

右下の検討結果でございます。これにつきましては、なかなか活用が進んでいないということで、上のほうにも課題等を書いております。いくつかネックがあるということで、一般廃棄物の収集運搬については、特例は受けられるのですけれども、廃棄物処理業の市町村の許可は、以前として必要であるということで、メリットは薄いということ。また、道内の場合は、産業廃棄物については、処分場で処分するほうがコスト的に安いということで、再生利用に回る場合には、品質を均一化するのにコストがかかることから、なかなか進んでいかない事情があります。活用方策の検討が必要であろうということで、現状のまま権限移譲を受けても、食品リサイクルの促進に関する道の施策に活用することが難しいのではないかと考えてございます。

次に 8 ページをご覧くださいと思います。

バイオガス利用に係る高圧ガス保安法の規制緩和です。

提案の概要につきましては、バイオガスプラントにおいて高圧ガスの製造利用を行う場合、高圧ガス保安法によりまして都市部も農村地域も同じレベルの保安基準が求められるということです。農村地域においては、こういったことが事業化の大きな障害になっているのではないかとということで、道に権限をもらって独自に保安基準を定めてはどうかというものです。

事実関係等の整理の欄です。バイオガスにつきましては、なかなか高圧ガスにはならないということから、ガス事業法の導管供給という事業で行われることが通常であるということです。

3 つ目の◇印、北海道バイオマスネットワーク会議法規制検討ワーキンググループという会議がありまして、そこで専門的な立場で関係機関が現在規制緩和の方向等を検討中という状況となっております。

右下の検討結果の欄でございます。ガス導管事業の届出の受理権限の移譲を、仮に受けるとした場合には、導管の腐食防止等の管理に係ります技術や知識が必要になってくるということで、人件費なりコストの負担が非常に大きいということがあろうかと思えます。

2 つ目、北海道バイオマスネットワーク会議法規制ワーキンググループで現在規制緩和の方向等を検討中ということもございますので、そちらで専門的な立場で検討されていることから、現時点では、直ちに提案に結び付くというところには至っていないのかなというところではあります。

最後 9 ページ、木質バイオマスの利用の関係は、前々回にもご説明いたしましたが、特に国の権限が必要になるものではございませんので、道州制特区提案になじまないということです。

以上、6 件とも結果的には、直ちに道州制特区提案に結び付くことは難しいのかなと考えております。これまで数回にわたって審議をいただいたところではございますけれども、現在の 6 項目については、今の時点ではなかなか難しいのかなということを事務局としては

結論として考えております。

以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明、最後のところでまとめられましたけれども、庁内での整理検討などの結果、いずれも道州制特区提案には難しいという話でありました。

ただいまの事務局の説明につきましてご意見・ご質問等があればお出しいただきたいと思っております。

(菊池委員)

一つは、2番の肥料取締法に基づく登録権限の移譲の中で、フード特区の別の方策により措置された内容について教えていただきたいと思っております。

(事務局)

フード特区において求めておりましたのは、液肥を有機肥料というかたちで普通肥料に登録してほしいということでした。

それに対しまして国の見解は、消化液につきましては、肥料取締法上、特殊肥料に区別されるということで普通肥料とは違う区分という見解が一点。

それから、安全性に問題はないものの、品質にばらつきが多いものが特殊肥料であるということで、公定規格を定めて規制するということになじまないということが二点目。

それと、肥料というものは、全国流通するために特区のみで実施するということは適切ではないということ。

国のほうでは、以上の三点の理由で難しいということになってございます。

別の方策というところを具体的に申し上げます。

JAS 有機農産物規格というものが別の制度でございます。ここで有機野菜を生産する際に使用できる肥料というものが定められてございます。

この消化液をこちらの有機野菜を生産する際に使用できる肥料として JAS 有機農産物規格に定めることを予定しているということで国から見解が出されております。

これに対しまして地元側は、了解したということで協議を終了しているとお聞きしているところです。

(菊池委員)

今のことに対してコメントなのですが。

最後のところの有機肥料に認定されるということは、非常に重要なのです。

普通肥料か特殊肥料かということについては、地域の者の了解を得ながら、今、既に撒い

ているのです。鹿追町では、既に使っております。

それが有機肥料になった場合に、通常だと有機肥料で自然栽培をやると収量は落ちていくのです。一生懸命努力して虫を捕っていながら収量は落ちるといった状況にあるのです。

このバイオガスの消化液は、十勝管内では、1日120t～130t出てきているのです。それくらい肥料は生産されているのです。それが有機農産物、たとえば小麦にかける。みんな、オーガニック小麦になる可能性がある。それで牛乳をつくるとオーガニック牛乳になる可能性がある。

そう考えたときに、先程の話ではないですけども、農業の付加価値化の基本技術として非常に重要なことになるのではないかと考えています。我々もこのことについては相当研究を進めていまして、窒素・リン酸・カリの成分をうまく並べて整合するという調査研究、北海道の研究も含めまして進んでおります。

最後のところは非常に重要なことではないかと考えております。

(井上会長)

事務局からのご提案をそのまま飲む必要はないのですが、これまで今回を入れて4回にわたって審議をしてきました。この6件のバイオマス関連の分野に係る特区提案については、一旦おろしたいというような意向であるということです。

よろしいでしょうか。

(河西副会長)

この道州制特区の権限移譲に関しては、メリット・デメリットをきちんと見極める。

デメリットに関して特に道民全体でコスト負担に繋がることに照らしてメリットがそれ以上の効果を生み出すかどうか。そのバランスを考えると今回、提案された方の考えは尊重すべきだと思いますが、コストの部分、デメリットの部分にバランスが傾いているように思いますので、事務局の提案どおり、今回は検討した結果、提案をおろすということではないかと思えます。

(井上会長)

確認なのですが、バイオマス関連の資料3について2点質問をします。

最初の廃棄物処理法に基づく権限の移譲というところで、事実関係等の整理の冒頭に若干説明があります。(現在も継続検討中)ということです。これは、国のレベルにおいて現在検討されているということの理解でよろしいのですね。

(事務局)

国は、結論は出してはいない状況となっております。

(井上会長)

この6件の案件は、前回の委員会の最後のほうで多少議論をした記憶があります。この6件の案件は、庁内提案としてあがってきているわけですね。

(事務局)

庁内提案といいますか、バイオマス関連分野につきまして分野別審議をしようという大きな流れの中で、バイオマスに実際に携わっておられます菊池委員にも色々お聞きする中で、道州制特区提案の検討していく事項は、この6項目ということでまとめさせていただいたかたちです。

(井上会長)

そここのところを責めているわけではないのだけれども、要するに、菊池委員がこの委員会にということの前にバイオマス関連の議論というものをはしてきた。

それで専門家をその場その場に呼ぶよりは、比較的まとまったかたちで審議をしなければいけないので、とりわけその分野にも詳しい菊池委員をということで新たに委員に任命されたというふうに理解しているのです。

私の質問は、先程参事のほうでおまとめになったときに、いろいろ庁内で検討したけれども、やはり難しいというようところが最後の落としどころであったのだけれども、ここへ上がってくる前に、検討結果の中で提案にそぐわないというような議論は行われたのですか、行われていないのですか。

(事務局)

庁内で議論をしております。

(井上会長)

その結果、また新たに庁内で検討したら、全て庁内で検討した結果になっていますよね。

(事務局)

庁内の担当部局と協議しながら、これが特区提案に結び付けていけるものかどうか、今回、方向性を整理したいと考えています。

(井上会長)

それだけの時間をかけて一生懸命やられたということはよく理解しております。

この議論は、かなり回り道をしてきて、その結果がこうだったというのは、心境的には、かなり残念だなということがある。

一点確認です。2回程同様の説明があったけれども、8ページのところで、「北海道バイ

オマスネットワーク会議法規制ワーキンググループ」において、これは菊池さんが資料を配っておられるのかわからないけれども、ここで検討されているので、最終的には規制緩和を求めていくのだという話でした。

規制緩和というのは、少なくともこの委員会は、議論の進め方において、動いてきたところ、軸足がぶれてきたところがある。当初、規制緩和をこの委員会で議論しようということがあったけれども、国との協議の中で、この委員会では権限移譲に力点を置く。はっきりいえば絞って議論してほしいということであったので、ここでは、先程の問題は、審議することはないだろうけれども、別のかたちで規制緩和ということで国に対して要求をあげていくということはある得るという理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

まだ結論は出ていないとお聞きしております。このバイオマスネットワーク会議のワーキンググループで、基本的には規制緩和の方向を検討されているということです。その結論が出た段階で、具体的な規制緩和を国に要望等していくことになると思います。

その中で、場合によっては、単純な規制緩和ではなくて権限移譲を求めるものもあれば、こちらの委員会で改めて議論いただくことは、可能性としてはあると思います。

(井上会長)

規制緩和ですか。

(事務局)

権限移譲が必要な場合は、ということです。

(井上会長)

庁内の関係部、様々な部が、5つくらいの部、あるいは課に跨っていて、6つの案件があがってきてそれぞれの庁内で検討していただいたということは、私どもの理解、議論の推進に関連しましても非常にご苦勞だったと思います。

新しいテーマでありますので、また何か特区提案というかたちであげられるものはないのかは心に留めておいていただきたいと思います。

(菊池委員)

今回のバイオマスに関する提案全体を見たところ、問題が顕在化していないことが多いところに非常にバイオマスの特徴があると思いました。

ここにあげられた問題は、関係者の中では、こういうことは重要だよ、こういうふうなことがあったらいいよね、という話になってはいるのです。

その当事者が、しっかりした当事者がまだ発生していなかったり、今後、出てくると思

われることであったりしているのです。

それこそ会長がいわれたとおり、あるいは副会長がコストの話をされました。たとえば、そういう方が何人か集まってきた場合には、確かにこの権限を移譲してもらったほうが効率もいいということになるようにも思えるのです。

そういう意味では、ここでの審議は一旦終了したとして、バイオマスの情報に関していうと、本当にここ1年2年で大きく変わるシーンがあるだろうと思われれます。その辺の情報キャッチは、私も協力をさせていただきたいと思います。

(事務局)

菊池委員がおっしゃられるように、ここに出ている項目以外にも菊池委員なり、地元でバイオマスの取組を進めていく上でこういった特区提案があるのではないかとということがございましたら、改めて検討させていただきたいと思います。

(井上会長)

ありがとうございました。

他の先生方にご意見等々がなければ次に進めさせていただきたいと思います。

議論の在り方については、後程、時間があればお出しさせていただきたいということで、議題を進めてまいりたいと思います。

「(3) 移譲済み4事務関連項目等に係る提案検討事項について」です。まず、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

資料4に基づきましてご説明をいたします。

この件につきましては、前回の委員会の中で検討をしていますという報告だけをさせていただきました。

1番の概要につきましては、前回と変わっておりません。昨年、道州制特区基本方針なり計画というものを変えましたけれども、その中で一部の権限の移譲に留まった場合は、国と道へそれぞれ申請が必要になる場合が課題というような指摘があったところです。

また、パブリックコメントを実施した際にもこれまで移譲されてきた事務が、事務の一部や特定分野に限定されている。更なる一元化が必要ではないかといったご意見があったことから、ここに書いてございます移譲済みの事務に関連して、さらに移譲を受けられるものはないかということで、庁内で検討を行っているところでございます。

2番は、検討状況です。1番目の商工会議所法に基づく定款変更の認可事務につきましては、概要欄に書いてございますように、既に道州制特区推進法に基づきまして一部が道に移譲されておりますけれども、現在も国、北海道経産局に残っている項目があるということで、移譲は一部に留まったまま。そのため国と道に申請が必要となる場合があるということか

ら道に一元化することを検討するという内容でございます。

これにつきましては、一部というのは、参考資料 1 をつけております。恐縮ですがご覧いただければと思います。

出先機関の事務・権限仕分け結果と書いた 3 枚物のペーパーです。

真ん中辺りに具体的な内容ということで商工会議所法に基づく定款変更事項が 20 項目余り書いてございます。このうち、3 番、6 番、12 番、13 番については左側に書いておりますけれども、依然として北海道経産局の所管事項ということで国に残っております。これ以外につきましては、右側に点線で囲んでおりますけれども、道州制特区推進法によって既に移譲されている。あるいは、下のほうに※印が書いておりますけれども、5 番、9 番、10 番などというのは、既に全国的に都道府県に移譲されているということ。その結果、4 項目だけ残っているというかたちです。

資料 4 に戻っていただきます。この商工会議所法の概要の下のほうに検討状況という欄があります。これが検討した結果ということで今回改めて記載をさせていただいております。

この商工会議所に関する許認可事務が移譲されたことにより、地域に身近な道が一元的に行うということで、申請者の利便性の向上が図られておりますけれども、この残った定款変更の認可事務が全て道に移譲されることにより、申請者にとっては更なる利便性の向上が期待できるだろうということです。

調理師養成施設の指定と類似の事務と書いてございます。

これは、調理師養成施設の指定に関する事務が、これも道州制特区推進法に基づいて既に道に移譲をされてございます。国の自己仕分けの中で、地方に一律一斉に移譲してもいいですよという整理をされた事務で、これ以外にも他の養成施設、保健師ですとか理学療法士、保育士、色々あるのですけれども、そのうち、下のほうに書いてございますけれども検討状況ということで、栄養士養成施設というものがございます。

これにつきましては、指定にあたりまして法令に基づいて施設所在地の都道府県知事を経由するというようになっております。この際に都道府県知事は、必要な意見を付さなければならぬということが法律上の定めとなっております。

この栄養士養成施設の指定事務は、調理師養成施設の指定事務と非常に似通っていることから、これが道に移譲されることで調理師養成施設の指定事務と同様に、処理日数が短縮され、申請者の利便性の向上が期待できるのではないかとということです。こちらは、参考資料 2 を添付しております。

左側には、調理師法の概要を書いております。下の備考欄に書いておりますけれども、道に移譲済みとなっております。右側は、栄養士についてでありまして、基本的には似通っております。

資格につきましては、調理師免許が与えられるのは、①厚生労働大臣の指定する養成施設において、1 年以上、調理・栄養等に関して必要な知識を習得した者、または②2 年以上調

理の業務に従事した後、調理師試験に合格した者となっております。

これに対し、栄養士の免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設において 2 年以上栄養士として必要な知識等を習得した者に対して知事が与えるということ。若干違いますけれども、このようなかたちとなっております。

試験につきまして、調理師は都道府県知事が行いますが、栄養士は試験制度がございません。

その他関連する事務ということで、調理師免許は、都道府県の調理師名簿に登録されることによって発効する。栄養士につきましても、都道府県知事が栄養士名簿に登録することによって発効するという同じ仕組みとなっております。

調理師につきましては、2 つ目の○印、養成施設の指定に必要な調査は都道府県知事が行うという定めとなっております。

これに対しまして栄養士は、2 つ目の○印、養成施設の指定の申請は都道府県知事を経由して行う。この場合において都道府県知事は、必要な意見を付さなければならないということです。実質的には、この意見を付すために調査等を行っているのが実態ということです。若干かたちは違いますけれども、同じような仕組みでございますので、栄養士養成施設につきましても申請者の利便性が向上するのではないかとということが検討事項となっております。

再び資料 4 に戻っていただきます。移譲済み 4 事務につきましては、今のところ、何項目か検討しておりますけれども、この 2 項目につきましては、申請者の利便性向上が期待できるだろうということ。それ以外にも前回、ご説明しました国または独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関の指定と類似の事務。あるいは、鳥獣保護法に係る類似の事務。あるいは、HACCP の承認権限等ということで、これ以外にも庁内的には検討している項目がございますので、これらにつきましても検討・調整を行った上で、また結論を最終的に出していきたいというのが現在の状況であります。

以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に関しましてご意見・ご質問があればお出しいただきたいと思っております。

(湯浅委員)

今の説明を聞いていて、商工会議所と調理師養成施設では、移譲の意味が違うなと思えました。

最初の商工会議所の提案では、なぜこの 4 つだけ中抜けのように別になったのかということ。その理由があつて国と道に分けられたのかなと思うのです。それが実際にこれから提

案して、それができるのかどうかということ。

それと同じようなことで調理師の権限移譲と栄養士、違うかたちだけれども似ているからさらに提案をしようかということでしょうか。

(事務局)

商工会議所につきましては、概要の前段に書いています「一部の権限の移譲に留まる場合は、国と道へそれぞれ申請が必要となる場合がある」という課題が指摘されているほうに該当するものです。

今、湯浅委員から質問のありました、「なぜ国に4項目だけ残っているのか」ということにつきましては、実は、詳しい理由がはっきりしてございません。はっきりしてはございませんけれども、その後の状況で国の自己仕分けの中でこの事務については地方に一律一斉に移譲してもいいですよ、という整理がなされております。それを踏まえると、国のほうに提案をしていってもいいのではないかと考えてございます。

調理師養成施設につきましては、今湯浅委員がおっしゃったように、後段の部分で類似しているような事務で検討したという状況です。

(事務局：別の説明者から補足説明)

補足です。

道州制特区法ができたときに、参考資料1に点線で囲っています1・2・4・7・8・14・15・18が道に移ってきています。それまでは、この部分も国がやっていて、都道府県というのは、5・9・10・11・16・17・19・20をやっている関係があります。この区分けのときに国と都道府県という観点でより地元に着した観点から見たほうがいいものと、あまり地元に着した立場で判断するよりは、ちょっと離れた国という立場で見たほうがいいものというような考え方で分けてあったということを側聞しております。

特区法ができたときに、なおこの4つが残ったというのは、そういう考え方の延長によるものだと思います。

(河西副会長)

湯浅委員が質問された商工会議所に関して私も同じ疑問を持っていました。

参考資料1の2ページの「その他各方面の意見」欄の中で、商工会議所の総元締めである日本商工会議所が国において、同法に係る許認可権限を保持し、統一的に運用する必要がある。こういった考えがあるから、なぜそれで3・6・12・13を残したかはわかりませんが、意味合いがあってあえて残していたのかなと推測をしたのです。

そうすると、日本商工会議所が今でもそのように思っているのであれば、要するに全国で商工会議所の質的担保を国が責任をもってやるべきだという考え方をもっているのであれば、今回3・6・12・13と残ったところも北海道に権限移譲してはどうかというような提案

に対して反対が出る懸念もあるのではないかと思います。

そのあたりは、事務局としてはいかがでしょうか。

(事務局)

確かに、今、河西副会長がおっしゃられたような懸念はあります。それは、国に提案し、国が認める・認めないの判断のときに商工会議所から色々あるかもしれませんが、我々が提案する段階では、あまり気にしなくてもいいのではないかと思います。

ただし、私どもも北海道の商工会議所連合会には、もしこの提案が答申としてまとまるということであれば、事前にご説明に行ってお意見を伺いたいと考えております。

(河西副会長)

この提案自体はいいと思っています。

経産局に届けるものと道に届けるものが分かれていると、道内の商工会議所も二度手間になってしまうので、これは是非提案をしていただきたいと思います。

(太田委員)

商工会議所に関しては、みなさんと同意見ですので、是非進めていただきたいと思います。

2件目の調理師養成施設等につきましては、割とスムーズにいくのではないかと印象を受けました。

今、想定している中で問題があるとするとうような懸念があるのか、今の時点でわかるのであれば教えてください。

(事務局)

あるとすれば栄養士の方が養成施設に対して何か思い入れがあるのかとか。

かつて、理容師・美容師の関係がありました。それは、道知事に権限移譲してほしいということだったのですけれども、団体から、せつかく国家資格なのだから都道府県に移譲しないでほしいということで反対されたという経緯があります。

栄養士の場合は、そもそも都道府県知事の免許ですので、その辺はないかとは思いますが。

これを見ると、現実には大学と短大しかなくて、調理師専門学校でも栄養士を養成する施設は可能なのだそうです。現実には、そういうものはないのですけれども、そういうものをつくろうと考えている方が、道よりも国のほうがしっかりしているからとか、そういう考えがあれば別ですけれども、それがない限りは、特に大きな支障はないというふうを考えております。

(太田委員)

是非実現するようによろしく願いいたします。

(竹田委員)

今、最後におっしゃられたことと関連するのですけれども、大学短大についての様々な許可については、文部科学省所管で進んでいます。それと齟齬が出てくるのかなということ。もしハードルがあるとすればそこかなと思いました。

もう一つは、ご存じでしたらお伺いしたいのですが。

国の出先機関の原則廃止というのは、大方針としては既にあるわけです。具体的なスケジュールは、どういうふうになっているのかご存じでしたら教えていただきたいのですが。

五月雨的にやっていくということになるのでしょうか。国が自己仕分けをして、何年何月までにというスケジュールが決まっていますか動いているものなのかどうか。

(事務局)

スケジュールは決まっておりません。

昨年12月の政権交代等もございまして、具体的に自己仕分け、これはこれで国の各省庁で整理をされたのですけれども、それをさらにどう具体化するかということとは不透明という状況です。

(事務局)

今、竹田委員がおっしゃられたように、確かに大学の認可というものは文部科学省がやっております。その認可された大学が調理師養成施設として基準を満たしているかどうかというところは、別に厚生労働省が判断しているということで、それは国の段階で文部科学省と厚生労働省の間でどういう協議がされているのかは、私どもはわかりません。もし、仮に何か協議をやっているということであれば、その辺は国にあがった段階で色々な指摘があって、道が文部科学省と直接協議するのか、しないのかという議論があれば、出てくるのだと思います。

(井上会長)

今回の委員会で移譲済み4事務関連項目等に係る提案検討事項については、再審議される。改めて現在検討を行っているものの報告が行われる、提案が行われるということで理解しているのですが。

今回の場合は、2項目あがってきている。口頭で説明がありましたけれども、そのほかの2項目、合わせて4つがあがってくるということ。あるいは、今回あがってきた2つについては、次回あがってくるということですか。

(事務局)

今の検討状況でいきますと、この2項目については、利便性が向上できるであろうとい

う途中経過でございます。

さらに、この移譲済み 4 事務項目の関係で庁内で検討している項目は他にもございますので、さらにこういった項目がプラスαで出てくるかどうかというところは、今の段階では、はっきり見通しはついておりません。それは整理がついた時点でご報告申し上げてご審議を願いたいと考えております。

(井上会長)

わかりました。

次に移りましてよろしいでしょうか。

「(4) 道民アイディア (新規分) の第 1 次整理について」です。今回は、水産業振興分野に限定したかたちでご審議をいただきたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料 5 をご覧いただきたいと思います。

3 項目でございます。

1 ページ目、水産業における広域的資源増大対策です。回遊性の魚類というものがございまして、特に広域的な回遊性魚種について、漁業者の取組に対する支援の充実が必要だというのが概要の前段です。

真ん中から下のほうにいきまして、広域的な資源に関しましては、複数の都道府県に跨ることから海域というものが全国的にいくつか設定をされております。北海道は広いので、単独で海域を設定して、資源造成型栽培漁業の強化や集中的な種苗生産などの重点化をしてダイナミックに取り進める必要があるというのが概要です。

事実関係等の整理の欄です。

マツカワ・ヒラメなど広域魚種の種苗放流の取組を強化するために、全国 6 つの海域ごとに海域栽培漁業推進協議会というものが設立されております。太平洋北・太平洋南など、ここに書いてございます。

3 つ目の・印、道は、太平洋北及び日本海北海域に参加して、他の県と連携してマツカワ・ヒラメを対象魚種として取組を進めているということになってございます。これに関して、参考資料 3 を添付してございます。水産庁のホームページから抜粋した資料でございます。

海域栽培漁業推進協議会等の概要というものです。

1 ページ目、(3) 県域を越えて連携・共同した種苗生産や放流体制を構築していますということで記載をしております。

2 ページ目に 6 海域における対象魚種の図絵を載せております。北海道は、日本海北と太平洋北ということでマツカワ・ヒラメといった種苗生産に他県と連携しながら取り組んでおりますし、国のほうも種苗放流による資源造成支援事業といった事業で支援をしている

といった状況となっております。

もう一度メリデメ表に戻っていただきます。

実現するために考えられる手法の欄です。海域設定につきましては、特に法令等に基づくものではございませんので法律の権限というものはないということです。

したがって、対応方向としましては、1次段階の整理、理由については、③現行施策の推進で対応可能と考えてございます。

その理由につきましては、今回、提案されておりますのは、栽培漁業に係る道の取組の充実強化ということになりますので、権限移譲ですとか法改正等の措置を講じるということではございませんので、現行の施策を推進していくことで対応は可能かと考えております。

いずれにしても道といたしましては、今回いただいたアイデアを参考としながら栽培技術の向上を図るとともに、国の支援充実を求めていくということで、栽培漁業を一層推進していく考えであります。

次に資料5の2ページ目をご覧くださいと思います。有害生物（海獣等）対策です。

概要欄の2つ目の○印、毎年トド・オットセイ・アザラシ等の海獣によって漁網の破損、漁獲物の食害など膨大な漁業被害が発生し、深刻な事態となっております。

3つ目の○印、これら海獣の一部は、絶滅危惧種として保護対象となっておりますが、大規模な駆除を実施するなど、抜本的な対策を講じる必要があるというのが提案の概要でございます。

事実関係等の整理でございます。海獣による漁業被害の状況です。

トドにつきましては、平成23年度では、約15億円の漁業被害がある。オットセイにつきましては、23年度では4億600万、アザラシについては、ゼニガタアザラシ3000万、ゴマフアザラシ2億4000万といった漁業被害が出ている。

次に、捕獲等に係る規制の状況です。トド・オットセイ・アザラシなどにつきましては、国際自然保護連合や環境省などから絶滅危惧種や希少種に指定をされているということで、捕獲につきましては様々な規制があるところでございます。

トドにつきましては、漁業法の対象になりますけれども、北海道連合海区漁業調整委員会が有害駆除としてのトドの捕獲数を制限しているかたちとなっております。

オットセイにつきましては、^{らっこおっとせい} 狺虎膾膾膾狺獲取締法によって規制をされております。試験研究その他の特別の事由がある場合には農林水産大臣の許可を受けて捕獲が認められます。

アザラシにつきましては、鳥獣保護法の規制を受け、ゼニガタアザラシについての捕獲は、環境大臣の許可。それ以外のアザラシ、ゴマフアザラシなどについての捕獲許可は都道府県知事と、種類によって分かれています。非常にわかりにくいものですから、参考資料4をご覧くださいと思います。

「海獣による漁業被害の現状」と書いた資料の4ページをご覧くださいと思います。

海獣類の捕獲許可権限とレッドリストの位置付けについてです。ゼニガタアザラシについては、絶滅危惧種等に指定をされておまして、捕獲許可は環境大臣になっております。

アザラシのうちでも、ゴマフアザラシとかワモンアザラシなどについては、絶滅危惧種にはなっておらず、都道府県知事の捕獲許可となっております。

ラッコについては、絶滅危惧種であり、希少種にもなっております、農林水産大臣の許可。キタオットセイについては、絶滅危惧種、農林水産大臣の許可。トドについては、絶滅危惧種なり希少種になっております、連合海区漁業調整委員会による指示による捕獲ということで、それぞれ適用される法律なり許可権者もばらばらということになってございます。概していえば、絶滅危惧種になっているものについては、国のほうに権限があるものが多い。それ以外のものは、都道府県知事に権限のあるものが多いということになろうかと思えます。

再度メリデメ表に戻っていただきたいと思えます。

対応方向につきましては、1次整理と考えてございます。その理由につきましては、国の専掌事項ということです。絶滅危惧種等の海獣保護は、やはり国際的な問題ということになりまして北海道だけで完結するというものではなく、国外との調整を要するような場合もあることから、国の専掌事項と考えてございます。

道としましては、こういった海獣被害につきましては、北海道海獣被害対策本部会議を設置するとともに、関係者などと被害を軽減させるための対策に取り組んでいるところでございます。

最後に4ページ、指定漁業の一元管理です。

概要につきましては、1つ目の○印の真ん中辺、本道周辺海域では、指定漁業、知事許可漁業及び共同漁業権漁業を、国・道等がそれぞれ管理しており、現場での資源管理・漁業調整が^{ふくそう}輻輳した状況となっております。

2つ目の○印、このことから指定漁業を知事許可漁業に移行させ、沖合・沿岸漁業の許可を一元化するなど北海道の統一的な資源管理と漁業調整を行うことが必要ではないかということです。

事実関係等の整理の欄です。

「漁業管理制度について」と書いてございます。細かい部分はあるのですが、大きく分けると、漁業管理制度の一つに、指定漁業というものがございます。これは、水産動植物の繁殖保護や政府間の取り決めなどのために統一的な制限措置を取る必要があるということで、漁業法において農林水産大臣の許可を受けなければならないこととなっております。

操業区域は、道県を越えて広範囲に設定をされている。あるいは、外国との政府間交渉や国際的規制の影響を直接受けるということです。

例としましては、沖合底びき網漁業、捕鯨などといったものがございます。

2つ目は、知事許可漁業です。こちらは、都道府県の海面漁業調整規則において知事の許可を受けなければならないとした漁業です。

例としては、たこ漁業、固定式刺し網漁業（かに・ホッケ・スケトウダラ等）となっております。

さらに3つ目の○印、共同漁業権漁業というものがございます。これは、漁業協同組合が管理している漁業で、前浜というか沿岸に近い漁業です。

例としては、うに漁業・あわび漁業等となっております。

これにつきましても参考資料5を添付してございます。

上左側から漁業権漁業、右側に知事許可漁業ということで種類を記載してございます。

それから、国の許可という部分で、下左側に指定漁業ということで種類を書いております。大きく分けますと、こういった仕組みとなっております。

もう一度メリデメ表に戻っていただければと思います。

対応方向につきましては、1次整理ということになるのかなということで、①国の専掌事項ということです。

指定漁業の操業区域は、道県を越えた広範囲に設定をされているということから、知事許可ということでは、漁業調整や資源管理の適正な指導は難しい。指定漁業は、外国との政府間交渉や国際的規制を直接受ける漁業であるということから国が管理・指導すべきものということになろうかと思えます。

5ページ、過去に類似の提案というものがございました。平成19年第6回提案検討委員会におきましても指定漁業の知事への一元化という、内容的には似通った提案アイデアがございました。これにつきましてもこのときは、国の専掌事項ということで検討を終了しているという状況です。

以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

事務局から説明をいただきました。

(4) 道民アイデア(新規分)の第1次整理について、私は前ふりをしませんでしたけれども、ただいまみなさん方に配布されている資料1をご覧くださいとわかるのですが、こういったかたちで道民アイデアが道庁のほうにあげられております。

シャドーのかかった部分は、これまで議論をしてきた部分。そして、さらに暗いシャドーの部分は、今回の水産業の振興というところで議論をしているところです。

下のほうに道庁の庁内提案等々がありますけれども、こういうかたちで道民のみなさん方からあげられてきている提案というものは、これまでの50回の議論の中で、おおよそ300くらいあがりましたか、それぞれについて整理をしまいたします。その整理の仕方というのは、事務局が読んでいるところの「メリデメ表」というようなもので、一本一本についてこういったものの用意が行われます。それは、資料5の上のほうに※印がありますけれども、1次で整理する理由等欄の区分ということで「国の専掌事項」、「現行法令で対応可能」、「現行施策の推進で対応可能」、「その他」ということで、第1次整理にあたっては、これを①②③④というかたちに分類して、それらに該当する部分は、第1次整理ということで、一

且本棚に入れておいて、後日、時期がきて今回のバイオマスのようなかたちで時代が変わり、環境が変わることになっていくと、改めてそれを出して、再度検討するというようなかたちをとってきております。

今回の場合は、今、事務局から説明がありましたように、これらの水産業の振興に係る案件 3 つについてメリデメ表に基づき、第 1 次整理の中で該当する項目があればということで整理をしました。

1 番目は、③ということになっておりますので、既に現行の施策の推進で対応可能ということで、国に対して道州制特区提案としてあげるには、必ずしも相応しくないということで、一旦整理した上で本棚に入れておきましょうというようなかたちの整理を今ここで行う。それが第 1 次整理というものであります。

今事務局からの説明があった部分に関して何かご意見・ご質問があればお出しいただきたいと思えます。

第 1 次整理ということで、一旦本棚に置いておくということでよろしいでしょうか。特段、意見がないようであればそういうふうにさせていただきます。

(河西副会長)

参考資料 4 の 4 ページ、レッドリストのところを見ていて思ったのですが、アザラシ等だと許可者が都道府県知事で、道の部署は環境生活部が所管している。イタチ科やアシカ科に関しては北海道の水産林務部。これは、許可権者が農林水産大臣だからという理由であるのでしょうか。

(事務局)

国の省庁、あるいは所管する法律によって道の担当部署も変わってくるということになっております。

(河西副会長)

逆に、漁業者の方からすれば、アザラシだったら環境生活部に行かなければならないし、アシカだったら水産林務部ということで、不便をかける感じがしなくもないです。

そのあたり、道州制特区とか権限の移譲だけではなくて、道のこういった所管に関してある種わかりやすく整理をすると道民の方々にとってメリットがあるのではないかと思いました。

(事務局)

今おっしゃられたことは、その通りでございます。

今の道の体制としましては、メリデメ表の 3 ページ目の 2 つ目の○印、北海道海獣被害対策本部会議というものが 24 年 7 月に庁内に設置をさせていただきます。トド・アザラシ・

オットセイという色々な海獣がいるわけです。その被害対策を総合的に推進するという
ことで、関係する 4 つの部署が集まって、こういった横断する組織を設けて対策について
検討している、対応しているといった状況になってございます。

(井上会長)

では、1 次整理ということで整理をさせていただくということでご了解いただければと思
います。

「(5) その他」です。事務局から、その他について用意はございますか。

(事務局)

次第の議事事項には記載してございませんが、次回開催時期についてでございます。

新年度に入りまして事務局も新たな体制になるということもございまして、後日、会長
にご相談しまして、事務局から各委員の日程を改めて確認させていただいた上で開催日を
決定、通知させていただきたいと考えてございます。

よろしく願いいたします。

(井上会長)

今の事務局の説明に特段絡むことでもないのですが、一つは、次回の答申というものをい
つ頃目途にしているのか。そして、それ以前の段階で、何回くらいのこういった委員会の開
催が必要なのか。このあたりのところを出していただかないと、委員の先生方は、いつ頃着
地するのか。それまでに、ホップ・ステップするのか、ホップ・ステップ・ジャンプまでい
かなければいけないのか。あるいは、ホップだけでいいのか。こういったものの目算が立た
ない。事務局は、ある程度頭の中に描いておられるのかもしれないけれども、それを何らか
のかたちで明示していただきたいと思うのです。

あと何回くらいと考えているのですか。今の段階ではっきりしているのかどうかわから
ないけれども、いつ答申するのか。

国に持っていく時期があって、何年前には、国は予算を作成する前に持ってこいといわ
れている。今回の場合は、それに間に合うかどうかわからない。なぜ間に合わないかとい
うと、夏までに何回かやればまとまるかもしれないけれども、その後パブリックコメントを求
めなければいけない。知事に持って行って今度は、道議会で審議してもらって、それから国
に持っていくということになるわけで、決められたスケジュールがあって、その間に逆算し
てこの委員会を今日からあと何回開くか決めなければいけない。

私は、やっているからわかるけれども、新しい委員の先生方には、そこまでやってあげな
ければいけないのではないかと思います。

今日あがってきたものも含めて、あと 4 本から 5 本くらい答申にあがっていくのだろう
と思うのです。その中で実際に審議し、答申案をつくり、それを審議して承認するというこ

とになれば、少なくとも2回プラスαは開かなければいけないわけです。

そういうことで私が仕切るわけではないけれども、みなさんで考えて、それを委員の先生方にきちんとってほしいということが一点。

もう一点は、今日のお話を伺っていてもそうなのだけれども、そういう意見はおかしいという話をしているのではないのですが。これは道州制特区提案検討委員会であって、道州制特区の提案というところであるわけです。そこを議論していけばいいわけです。だから、ともすれば重箱の端を突いたような議論になりがちなのだけれども。

特区提案委員会になってしまって、ほとんど議論することはなくなったけれども、もう少し外枠のところ、そもそも道州制というものは、国ベースでいったい何がどう動いているのか。

実際に委員の先生方は、特にそうだろうと思うけれども、道州制というものの議論が繰り返し東京で行われて、特に最近、大阪、関西です。あのあたりのところの関係、あるいは道州制を議論しているわけです。まるまるあそこは道州制をつくるわけですから、チマチマした道州制特区提案なんか知らないわけです。

そういうようなことも含めて、ある程度の情報は、細かくなくてもいいけれども、おおまかなところは、先生方はメールを使っておられれば、時々、何か整理したものがあれば流してやるということをしなさい。特区提案の特区というものは、そもそもいったいなんなのかという位置付けがしづらいのではないかと。毎日この仕事をしているわけではないので、そういうようなことをやってあげたほうが委員会の効率性ということを考えてよろしいのではないかと思うのです。

特区提案、特区提案といっても、昔は道州制特区で議論をしていたけれども、その後わんさかと特区ができているわけです。先程、フード特区とあったけれども、昔のもので、要するにいろいろなかたちでの特区ができあがってきている。

そういった部分を考えて、我々はいったい何をしているのかということの認識を持っていただけるようにご配慮いただければありがたいと思います。

(事務局)

提案の時期、答申いただく時期なのですが、私どもは議会中心に動くものですから、年4回議会はございます。

次の議会は、6月くらいから始まります。その前段に1ヵ月くらいかけて市町村への意見聴取、パブリックコメントをやるということがあります。今、目途がついているのは3本ということで答申をまとめるということであれば6月に間に合うのですが、私ども事務局としては、もう少し提案の本数を増やしたいということで庁内調整等を含めて努力しているところでございます。

かといってそれを続けているだけでは、いつまでも目途が立ちませんので、新しい体制になったら正式に決めることとなりますが、とりあえず秋の道議会、9月の議会にかけるとい

う前提で組み立てて、次回の委員会であと何回くらいということをお示しできればと思っております。

たぶん、最低でも3回は開かなければならないと考えてございます。

それと道州制の動き、全国的に色々な動きがあります。特にこの間の民主党政権の中で、民主党は道州制というものを明確に目指すというよりも地域主権、基礎的自治体に権限をおろすということに主眼をおいて色々な取組をやってきたところではあります。

ところが、今は、自民党政権に代わって、自民党は、道州制基本法案というものを野党時代に取りまとめております。それを、本国会にできればかけたいというふうなことになってございます。その辺の動きは、私どももまとめておりますので、今、会長からお話がありましたように直近の動きを、この委員会で説明すると先になってしまいますので、近いうちにメール等で中央政府の動きについて資料等を送らせていただきたいと思います。

(井上会長)

ありがとうございました。

その他、よろしいでしょうか。

どうも、ご苦労さまでした。